



鳥取県公報

平成 25 年 6 月 4 日 (火)
第 8 5 0 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (466) (くらしの安心推進課) 2
	一般国道の区域の変更 (467) (道路企画課) 2
	一般国道の供用の開始 (468) (〃) 2
	自動車専用道路の区域の指定 (469) (〃) 3
	介護老人保健施設の開設の許可 (470) (西部総合事務所福祉保健局) 3
◇ 労委告示	労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等 (1) 3
◇ 公 告	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 7
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 8

告 示

鳥取県告示第466号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡北栄町	平成25年7月5日（金）	午後1時から 午後3時まで	東伯郡北栄町由良宿423-1 大栄農村環境改善センター
〃	平成25年7月9日（火）	〃	東伯郡北栄町田井7-1 北条農村環境改善センター
東伯郡琴浦町	平成25年7月11日（木）	午前10時から 正午まで	東伯郡琴浦町大字田越485-1 琴浦町役場平岩記念館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成25年7月19日（金）	午前10時から 正午まで	東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1 琴浦町役場分庁舎
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃

鳥取県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年6月4日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 （メートル）	敷地の延長 （メートル）
313号	変更前	倉吉市和田字沼551-1地先から同地先まで	27.4~66.9	52.0
	変更後	倉吉市和田字沼551-1地先から同地先まで	27.4~66.9	52.0
		倉吉市福光字屋敷畑94-8地先から同市和田字沼551-1地先まで	13.3~67.9	3,336.0

鳥取県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同

項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年6月4日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
313号	倉吉市福光字屋敷畑94－8地先から同市和田字沼551－1地先まで	平成25年6月8日

鳥取県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の区域を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年6月4日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	313号	倉吉市福光字屋敷畑94－8地先から同市和田字沼551－1地先まで	平成25年6月8日

鳥取県告示第470号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月4日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
社会医療法人仁厚会	ル・サンテリオンよどえ ユニット型	米子市淀江町佐陀2169	平成25年6月1日

労 働 委 員 会 告 示

鳥取県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、鳥取県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。

平成25年6月4日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

氏 名	住 所	現 職 等	委 嘱 年 月 日
相 澤 直 子	鳥取市	鳥取大学地域学部准教授	平成25年 5 月 13日
石 黒 豊	境港市	鳥取県労働委員会委員 元鳥取県議会議員	〃
太 田 正 志	米子市	鳥取県労働委員会委員 (会長) 弁護士	〃
河 本 充 弘	鳥取市	弁護士	〃
竹 本 英 雄	〃	元鳥取県労働委員会事務局長 鳥取地方最低賃金審議会委員	〃
長 井 い ず み	〃	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員 税理士	〃
濱 田 由 紀 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 (会長代理) 弁護士	〃
松 田 道 昭	東伯郡	元鳥取県議会議員	〃
三 谷 裕 次 郎	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 弁護士	〃
吉 谷 康 子	〃	鳥取県労働委員会委員 鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員 税理士	〃
安養寺 淑 枝	〃	鳥取県労働委員会委員 元トミタ電機労働組合執行役員	〃
五十嵐 美知義	〃	鳥取県労働委員会委員 日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	〃
池 内 保 子	〃	鳥取県労働委員会委員 元日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会事務局長	〃
小 椋 昌 美	東伯郡	鳥取県労働委員会委員 日圧スーパーテクノロジーズ労働組合副執行委員長	〃
田 中 穂	〃	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	〃
松 崎 浩 哉	米子市	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行委員長	〃
本 川 博 孝	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合鳥取県本部執行委員長	〃
若 槻 千 鶴	米子市	日本私鉄労働組合連合会日ノ丸自動車支部執行委員	〃
稲 井 幾 子	倉吉市	鳥取県労働委員会委員 株式会社いな取締役副社長	〃
江 尻 敏 美	境港市	鳥取県労働委員会委員 共和水産株式会社執行役員海務部長	〃
奥 村 政 子	米子市	鳥取県労働委員会委員 協同組合やよいデパート理事・管理部部長	〃

木 下 辰太郎	〃	親和商事株式会社代表取締役社長	〃
柴 田 耕 志	倉吉市	倉吉商工会議所中小企業相談所所長	〃
千 原 達 郎	米子市	米子商工会議所専務理事	〃
宮 城 定 幸	鳥取市	鳥取県労働委員会委員 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	〃
和 田 好 生	〃	鳥取県労働委員会委員 元鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	〃
丸 登美夫	〃	鳥取県労働委員会事務局長	平成24年4月1日
佐々木 登美雄	〃	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	平成23年1月1日

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年6月4日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 講習の区分

- ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	平成25年9月9日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		平成25年9月10日（火）、 11日（水）、13日（金）及 び17日（火）	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成25年9月12日（木）	午前11時30分から午後5時10分まで
		平成25年9月18日（水）	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成25年9月12日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		平成25年9月13日（金）及 び17日（火）	午前8時30分から午後5時10分まで
平成25年9月18日（水）		午前8時30分から午後1時まで	
2号警備業務及	新規取得講習	平成25年9月9日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで

び 3 号 警 備 業 務		平成25年 9 月 10 日（火）、 11 日（水）及び17日（火）	午前 8 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
		平成25年 9 月 13 日（金）	午後 1 時 20 分から午後 5 時 10 分まで
		平成25年 9 月 18 日（水）	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで
	追加取得講習	平成25年 9 月 13 日（金）	午後 0 時 50 分から午後 5 時 10 分まで
		平成25年 9 月 17 日（火）	午前 8 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
		平成25年 9 月 18 日（水）	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで
4 号 警 備 業 務	新規取得講習	平成25年 9 月 9 日（月）	午前 8 時 50 分から午後 6 時 10 分まで
		平成25年 9 月 10 日（火）及 び11日（水）	午前 8 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
		平成25年 9 月 12 日（木）	午前 11 時 30 分から午後 5 時 10 分まで
		平成25年 9 月 13 日（金）	午前 8 時 30 分から午前 11 時 20 分まで
		平成25年 9 月 18 日（水）	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで
	追加取得講習	平成25年 9 月 12 日（木）	午前 11 時から午後 5 時 10 分まで
		平成25年 9 月 13 日（金）	午前 8 時 30 分から午前 11 時 20 分まで
		平成25年 9 月 18 日（水）	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名程度
 (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名程度

5 講習事項

(1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
 イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
 ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級

検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込書の受付期間

平成25年7月8日(月)から同月12日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署(持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。)

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(6)までのいずれかの書面

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110)にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年6月4日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成25年 7 月 19 日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部 1 階第 2 会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成25年 7 月 24 日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4 時間30分

イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年 6 月 4 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年7月7日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成25年7月8日 午前8時から午前 11時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成25年7月22日 午前8時から午前 11時まで	〃	〃	〃	〃
平成25年7月22日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

ア 小口径ライフル銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年7月6日 午前9時から正午 まで	西伯郡南部町猪小路806 鳥取県営ライフル射撃場	小口径ライフル 銃射撃	22ロングライフル のライフル弾	4人

イ 大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年7月16日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル 銃等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	6人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。